

環境対応車等導入促進助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の会員事業者(以下「事業者」という。)が環境対応車及び電気フォークリフト等を導入する際、代金の一部を助成することとし、環境対策の推進に努めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)、ハイブリッド自動車及び電気自動車並びに、車両総重量3.5トン超の環境対応型ディーゼルトラックをいう。
- (2) 「電気フォークリフト等」とは、有害な排気ガスがなく低騒音の蓄電池式・プロパンガス・CNGフォークリフト等をいう。

(助成対象期間)

第3条 原則として、当該年度の2月末日までの導入分とする。

- 2 前項の登録は初度登録でなければならない。(使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く)
- 3 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、別表1に示すとおりとし、ハイブリッド自動車及び環境対応型ディーゼルトラックに対しては1事業者あたり合わせて3台を限度、天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)に対しては1事業者あたり1台を限度、電気フォークリフト等に対し1事業者あたり2台を限度とする。ただし、他からの補助金等がある場合には、助成金の合計が車両の価格を超えない範囲で実施することができる。

- 2 交付額には消費税を含めないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、リースによる導入のときは様式2号の(1)環境対応車等導入促進助成事業実績報告書(リース)(助成金交付請求書)を、購入による導入のときは様式2号の(2)環境対応車等導入促進助成事業実績報告書(購入)(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 請求書
- (2) 領収書等(リースの場合は、リース契約書)
- (3) 装着車両の自動車検査証

※ハイブリッド自動車・天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)の全日本トラック協会への申請については、佐ト協に対する申請様式に加え別途様式があるので、必ず事前に申し出ること。

- 2 車両の導入が当該年度の1月以降になる場合は、車両登録前に様式1号の環境対応車

等導入促進助成金交付事前申請書に必要事項を記入の上、見積書又は注文書を添え、佐ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第7条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならないものとする。

2 交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該車両に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

ただし、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(対象装置の処分)

第8条 交付対象となった車両が、初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。

2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

(保存期間)

第9条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、2019年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

令和3年度 環境対応車等導入促進助成金交付額一覧表

1 天然ガス自動車(新車)

全ト協：価格差の1/6 (2t・4t)

(単位：円)

最大積載量	価格差	全ト協	佐ト協	計
2tクラス	730,000	122,000	A 270,000	A 392,000
			B 216,000	B 338,000
4tクラス	2,750,000	459,000	A 1,010,000	A 1,469,000
			B 808,000	B 1,267,000
25tクラス	—	1,000,000	A 2,000,000	A 3,000,000
			B 1,600,000	B 2,600,000

※25tクラスは、国の補助金を併用することを条件としない。(定額助成)

※最大積載量5tかつ総重量8t以上の改造車両は、国補助対象外。

2 ハイブリッド自動車(新車)

全ト協：価格差の1/8 (2t・4t)

(単位：円)

最大積載量	価格差	全ト協	佐ト協	計
2tクラス	770,000	97,000	A 196,000	A 293,000
			B 156,800	B 253,800
4tクラス	2,680,000	335,000	A 676,000	A 1,011,000
			B 540,800	B 875,800
25tクラス	—	300,000	A 600,000	A 900,000
			B 480,000	B 780,000

※25tクラスは、国の補助金を併用することを条件としない。(定額助成)

※最大積載量2tかつ総重量4t以下の車両は、国の補助対象外。

3 天然ガス自動車(使用過程車改造)

定額助成

(単位：円)

最大積載量	価格差	全ト協	佐ト協	計
2tクラス	730,000	100,000	A 200,000	A 300,000
			B 160,000	B 260,000
4tクラス	2,750,000	100,000	A 200,000	A 300,000
			B 160,000	B 260,000

4 環境対応型ディーゼルトラック

(単位：円)

車種	佐ト協
小型車	A 40,000
	B 32,000
中型車	A 65,000
	B 52,000
大型車	A 100,000
	B 80,000

※ 助成対象の車両型式は、別表2のとおり。

※ 佐ト協は、県内営業所の保有車両数計に
で助成額に差を設ける。(トレーラを除く。)

A：50両以下

B：51両以上

5 電気フォークリフト等

20,000円